

中村公園

指定管理者 募集要項

令和5年6月

名古屋市 緑政土木局

目 次

はじめに	1
1 管理運営業務の対象となる区域及び施設	1
2 管理運営方針	2
3 業務内容	3
4 応募資格	5
5 管理の基準	6
6 指定期間及び管理経費	1 1
7 指定管理者と名古屋市の責任分担等	1 3
8 応募方法	1 5
9 応募に関する留意事項	1 7
1 0 選定方法	1 9
1 1 スケジュール（予定）	2 2
1 2 協定の締結	2 2
1 3 その他	2 3
1 4 問い合わせ先	2 4

はじめに

中村公園は、明治 16 年に地元有志が時の愛知県令国貞廉平に申し入れ、「豊公遺跡保存会」を設立し、豊臣秀吉を祀る豊国神社を創建したことから始まります。明治 33 年には「中村旧跡保存会」が設立され、豊臣秀吉誕生の遺跡を中心に土地を買い入れ、豊国神社の境内と併せて管理されました。明治 34 年に愛知県の所管となり、「中村公園」が設置され、大正 10 年に中村が名古屋市西区に編入されたのに伴い、名古屋市に移管されました。

昭和 10 年より拡張、近代都市公園としての充実が図られ、昭和 63 年作成の「中村公園再整備計画」に基づいて、豊臣秀吉誕生地にふさわしい公園として全面的に再整備されました。また、園内に、秀吉・清正記念館、中村文化小劇場、中村図書館や茶席等が建設され、区内の文化拠点となっています。

現在は、本園・東園・西園に分かれ、ひょうたん池を中心として西は太閤池があり、四季折々の風景を楽しむことができます。秀吉誕生の地といわれる竹林や碑、大正天皇お手植えの松など歴史的遺跡が数多く残り、周辺の史跡と一帯となって、名古屋市の重要な歴史文化ゾーンにもなっています。

また、中村公園は令和 8 年に開催される「第 20 回アジア大会」に向け、名古屋競輪場で BMX 競技コースの整備やそれに併せた中村公園東園の再整備が予定されており、中村公園の魅力向上を図り新たな名所となるよう公園の再生を検討しています。

中村公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と経費の削減、業務の効率化を目指すために、名古屋市都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）第 18 条の 3 第 1 項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 管理運営業務の対象となる区域及び施設

（１）管理区域

管理運営業務の対象となる区域は、別添「管理区域図」に示すとおりとします。ただし、東園再整備工事の影響により、年度ごとで一部区域が変更となる場合があります。

（２）施設概要

ア 名 称	中村公園
所 在 地	名古屋市中村区東宿町 1 丁目ほか
敷地面積	62,700 ㎡
イ 名 称	中村公園事務所
所 在 地	名古屋市中村区中村町高畑 68（中村公園内）
建 築 年	昭和 61 年
建物概要	建築面積 130 ㎡
構 造	軽量鉄骨瓦葺き平屋建て
施設概要	昭和の第二次拡張の際に事務所として建築され、その後は名古屋市中村土木事務所の中村公園分所として平成 5 年まで使用されました。現

在は、中村公園事務所として使用されています。

ウ	名 称	記念館
	建 築 年	明治 43 年
	建物概要	建築面積 134 m ²
	構 造	木造瓦葺き平屋建て
	施設概要	加藤清正没後 300 年を記念して愛知県が明治 43 年に建築しました。同年に皇太子（後の大正天皇）が中村公園に立ち寄った際に迎賓館として使用されました。 格式ある書院造の建物で唐破風の玄関に特徴があり、明治期の公共木造建築物として希少性の高い文化的施設です。平成 25 年 7 月 8 日に認定地域建造物資産に認定されました。 昭和 29 年から昭和 42 年までは結婚式場として使用されていましたが、現在は集会所として結婚式の前撮りや茶会などにも利用されています。平成 27 年度に耐震改修工事を行い、平成 29 年 6 月 28 日に豊頌軒と共に登録有形文化財に登録されました。
エ	名 称	桐蔭茶席（とういんちゃせき）
	建 築 年	平成元年
	建物概要	建築面積 92 m ²
	構 造	木造瓦及び銅板葺き平屋建て
	施設概要	昭和 63 年の中村公園再整備計画に合わせて茶庭整備が行われたおりに寄贈されたものです。八畳の広間に、同じく八畳ほどの大きな土間が接続した席があります。
オ	名 称	豊頌軒（ほうしょうけん）
	建 築 年	明治初期、昭和 32 年移築
	建物概要	建築面積 33 m ²
	構 造	木造平屋建て
	施設概要	この茶席は、もと「松林庵」といわれ、明治初期に祖父江町の素封家渡辺家邸内に建築されたものであり、表千家家元碌々（ろくろく）斎の好みにより建築されました。 昭和 32 年に祖父江町から中村公園内に移築され、昭和 57 年に豊国神社献茶会より、広く市民の教養の場にと名古屋市に寄附されました。 昭和 60 年に全面的な改修工事を行っています。 平成 23 年 10 月 17 日に認定地域建造物資産に認定され、平成 29 年 6 月 28 日に中村公園記念館と共に登録有形文化財に登録されました。

2 管理運営方針

以下の方針に従い、管理運営を行っていただきます。

(1) めざす公園像

地域が誇る歴史と文化を引き継ぐ公園

- ・秀吉・清正を中心とした歴史と地域文化の拠点としての公園。
- ・歴史とともに育まれた緑豊かな公園。
- ・歴史・文化の要素が融合したにぎわいの場として利用される公園。

(2) 維持管理方針

園地や植物の管理については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮したうえで、適正に持続・生育するよう必要な管理を行います。特にサクラやフジについては人気が高く、毎年楽しんでいただけるような栽培管理に努めます。

施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施設に応じた年間管理計画を立て、点検・管理を行います。

周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型で効率的な維持管理をめざします。

(3) 運営管理方針

施設利用者の満足度を高め、多様なニーズに応えるため、施設利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れます。また、中村公園の自然環境を保護し、園内花壇等を保全するため、周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型の運営管理を推進します。公園内の施設間の連絡を密にし、イベント開催など協力して運営します。

3 業務内容

指定管理者は、次の事項の業務を行うこととします。

(1) 指定管理業務

指定管理業務とは、以下に掲げられた業務のほか、指定管理者自らが企画・提案し、名古屋市中村区に採用された事業をいいます。詳しくは、別添の中村公園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」といいます。）「1 指定管理業務」をご覧ください。

※様式 10～様式 15 により、施設の管理運営について具体的な提案を記述してください。

※業務ごとの目的・対象・内容、管理運営の水準、業務実施にあたっての注意事項、職員の配置その他業務の履行方法等、及びそれらに伴う指定管理料の変更等については、必要に応じて協議により変更することがあります。

ア イベント、協働事業等の実施

イ 広報業務

ウ 施設等の維持管理業務等

エ 有料公園施設の管理運営

オ 行為許可に関する業務

カ その他の業務

(2) 自主事業

自主事業とは、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除きます。）を実施する事業、売店や自動販売機などを設置し、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業をいいます。指定管理者は、これらの自主事業を実施することができます。業務仕様書で必須としている自主事業は、必ず実施してください。詳しくは、業務仕様書「2 自主事業」をご覧ください。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し、必要な許可等を得る必要があります。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料（以下「許可使用料」といいます。）等を名古屋市に支払う必要があります。ただし、都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる、業としての撮影の行為許可使用料は利用料金として指定管理者の収入となります。

※様式 16 により、自主事業について具体的な提案を記述してください。

<参考>主な許可使用料

駐車場の許可使用料（管理許可）			車路以外の面積 1 m ² あたり約 742 円／年
自動販売機の許可使用料（設置許可）			1 m ² あたり 21,000 円／年
その他の 許可使用 料	管理許可		1 m ² あたり約 6,500 円／年（注 1）
	設置許可		1 m ² あたり約 5,688 円／年（注 1）
	行為許可又は 利用料金の基 準額（注 2）	業としての撮影 （利用料金制）	写真：撮影者 1 人あたり基準額 1,300 円／日 動画：1 件あたり基準額 15,000 円／日 （注 3） ※撮影に伴い都市公園の一部を独占する場合は、1 m ² あたり 8 円／日を加算
		催事等	物販又は参加料等金銭を徴収する場合：1 m ² あたり 32 円／日 その他：1 m ² あたり 8 円／日

（注 1）許可使用料は、公園の土地の評価額により算出されます。上記に令和 5 年度の土地の評価額により算出した許可使用料を掲載していますが、評価額の改定に伴い、許可使用料の額が変更される場合がありますので、許可使用料支払いの目安としてください。

（注 2）行為許可を得る必要がある場合については、「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照してください。

（注 3）基準額に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。

※名古屋市が許可使用料の改定又は算出方法の見直し等を行い、許可使用料を変更した場合は、変更後の許可使用料に基づき納付していただきます。

4 応募資格

(1) 応募者の資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」といいます。）、若しくは複数の法人等によるグループとし、個人での応募は受け付けません。複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表法人等を定めてください（他の法人等は、当該グループの構成団体とします。）。

次に掲げる資格要件を満たさない法人等は、応募資格を有しません。また、各資格要件を満たさない法人等が構成団体となっているグループも応募資格を有しません。申請団体が応募資格を有しない場合は失格とします。

なお、アからケまでの資格要件は、申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

ア 破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がない者であること。

カ 最近の 2 年間に於いて、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。

ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除きます。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。

ケ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（各保険について加入する義務がない者を除きます）。

コ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者でないこと。

サ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行経第 9 号）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

※確認時にアからコの各資格要件を満たしていた場合でも、候補者選定日までの間に満たさなくなったことが判明した場合、その申請団体は失格となります。

※指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。確認時にサの資格要件を満たしていた場合でも、指定までの間に、警察本部長からの通報により、指定管理者の指定からの排除要請があったときは「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」の規定に

より候補者としないことがあります。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定の取消しを行います。

(2) 応募条件

単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

(3) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと名古屋市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令等（名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）、都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）、名古屋市会計規則（昭和 39 年名古屋市規則第 5 号）、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）ほか施設管理関係法規、労働基準法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、その他関係法令等）を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

(2) 業務の委託

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、この限りではありません。

(3) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行していただきます。

ア 管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置していただきます。

(ア) 本施設の指定管理業務を総括する所長（総括責任者）を配置すること。所長は、正規の職員に限ること。

- (イ) 有料公園施設の受付及び使用料の徴収事務等を円滑にこなせる人員を常駐させること。
- (ウ) 災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、供用時間外であっても名古屋市の指示に従って連絡調整を行える体制をとること。また、緊急時及び災害時における対応については、名古屋市の指示によるほか、管理区域内の点検及び安全対策等について実施すること。

- (エ) 乙種防火対象物の防火管理者を配置すること。

※現在の管理運営体制については別添「参考資料」を参照してください。

イ 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号）第 12 条の規定及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 51 号）第 66 条の規定により、情報の安全管理のために必要な措置を講ずる 義務が課せられます。

ウ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

エ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行っていただきます。また、手持現金の取扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

オ 備品等の管理

(ア) 備品の貸付及び使用

- a 名古屋市は、本業務の遂行に必要な現行の備品を、無償で指定管理者に貸付し、指定管理者はそれを使用することができます。
- b 本施設の管理運営に支障をきたさないように、随時、貸付備品の保守管理・点検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに名古屋市に報告してください。
- c 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合又は故障等により安全に使用できないと判断された場合、原則として、名古屋市はその代替として新たな備品の貸付を行わないため、指定管理者は、名古屋市との協議により、当該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達し配置してください。この場合において、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった備品の廃棄は、名古屋市が廃棄決定した後、原則、指定管理者により廃棄していただきます。
- d 指定管理者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、名古屋市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。
- e 指定期間終了後、貸付備品及び c 又は d により指定管理者が調達した備品は名古屋市に返還していただきます。

※貸付予定備品については、別添「参考資料」を参照してください。

(イ) 取得した備品の帰属等

(ア) c 又は d により指定管理者が調達した備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。

また、指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料又は利用料金で購入し、当該備品を本業務の実施に供することができます。この場合において、指定管理者が取得した当該備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理は、(ア)の貸付備品とみなし、これと同様に扱うものとします。

そのほか、指定管理者は、名古屋市との協議により、指定管理業務に係る経費以外の経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができます。ただし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去してください。

(ウ) 車両について

本業務に必要な車両は指定管理者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、指定管理者の負担とします。また、その維持管理については、随時、保守管理・点検を行ってください。

カ 環境配慮の取組み

「指定管理者、PFI 事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領」を遵守し、「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めてください。

キ 災害・事故への対応

(ア) 災害等への対応

a 予防段階

指定管理者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施していただきます。

また、名古屋市及び警察・消防・医療機関等の関係機関（以下「関係機関」といいます。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行っていただきます。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めてください。

指定管理者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに名古屋市に報告するほか、関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。また、名古屋市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力してください。

c 指定緊急避難場所等の運営

中村公園は、地震・火災における指定緊急避難場所（広域避難場所）として指定を受けているので、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放していただくとともに、被災時には地域防災活動への協力など対応していただきます。

現段階では、指定避難所に指定されていませんが、災害発生時の状況によっては、事後的に指定避難所として指定されることがあるなど、随時、当該施設に災害応急活動への協力を求める可能性があるため、指定避難所の運営等に準ずるなどして、それに協力するよう努めてください。

その他、指定避難所等に準じた役割を持つ施設に位置付けられた場合は、それぞれの役割に沿った運営を行ってください。

d その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応してください。

災害等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とします。

(イ) 事故等への対応

a 予防段階

指定管理者は、事故等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施していただきます。

また、名古屋市及び関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報及び名古屋市に報告するほか、名古屋市と協力して原因究明にあたることとします。

c その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応してください。

事故等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とします。

(4) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、本施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、名古屋市に報告していただきます。

また、名古屋市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公表していただきます。

(5) 事業計画書の作成・提出

指定管理者は、指定期間満了までの全体事業計画書（以下「全体事業計画書」といいます。）及び指定期間中の各年度別の事業計画書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。

全体事業計画書は、指定管理者指定申請の際に提出された事業計画書に替えることができます。

(6) 事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、指定期間中の各年度終了後、事業報告書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。また、名古屋市は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に臨時に報告書の提出又は説明を求めることがあります。

(7) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、施設の管理運営に関する自己評価を実施し、名古屋市に報告していただきます。

(8) 名古屋市による業務評価の実施、公表

名古屋市は「指定管理者評価会」を開催し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者は指定管理者評価会に出席するとともに、管理運営状況等について報告していただきます。

業務評価の結果、指定管理者が法令・協定等を遵守しない場合、又は指定管理者の管理水準が、業務仕様書その他名古屋市が示した条件及び指定管理者が作成する事業計画書等の内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、名古屋市は毎年度実施した評価の結果及び指定期間を通じた総合評価を公表するとともに、次期指定管理者の公募にあたって、審査の対象として活用します。

(9) 監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、本施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

(10) 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこととします。

(11) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、本業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

6 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

(2) 管理経費

ア 指定管理業務に係る経費

指定管理業務に係る経費は、名古屋市から支払う指定管理料で賄っていただきます。また、行為許可（都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る）に伴い利用者から支払われる利用料金は指定管理者の収入となります。ただし、指定管理業務の経費以外に充てることはできません。

収支計画書（様式18及び様式19）により指定管理料を提示してください。

自主事業による収益等を、指定管理業務に係る経費に還元していただくことも可能です。

名古屋市は指定管理料について、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を参考に、会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に指定管理者と協議を行い、各年度協定書において予算の範囲内で支払います。なお、各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じて、原則として精算はせず、年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

しかし、次の場合には、指定管理料に生じた当該余剰額を名古屋市に返還するものとします。

（ア）指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき

（イ）指定管理者が指定管理業務として行うべき修繕を行わなかったとき

◆これまでの名古屋市の本施設に関する指定管理料の支払い実績、指定管理業務にかかった経費の実績を示しますので、計画書作成の参考にしてください。

◆本施設の修繕工事費（税込価格）の年間最低執行額は **250 万円** とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

○指定管理料支払い実績等

（金額単位：千円）

年 度	指定管理料 (注1) (注4)	収益還元 (指定管理業務に充当)	指定管理業務にかかった経費	うち	
				光熱水費	修繕工事費
平成30年度	49,680	72	49,153	6,473	(注2) 1,953
令和元年度	50,600	205	50,771	6,410	2,638
令和2年度	53,000	9	52,827	6,127	2,634
令和3年度	52,908	73	52,963	6,279	2,513
令和4年度	(注3) 54,049	109	54,158	7,974	2,541

（注1）自主事業にかかる経費（自主事業にかかる人件費、光熱水費を含みます。）は、

指定管理料を充てることができませんので、指定管理者自らが負担してください。
収支計画書の作成にあたっては、指定管理料提示額に、自主事業にかかる経費を含めないでください。

(注2) 大型台風による災害復旧に充当した額（609千円）を除きます。

(注3) 燃料費高騰による電気料の不足を補填しています。

(注4) 指定管理料は、下表の消費税率に基づく実績です。

年 度	消費税率
平成30年度	8%
令和元年度以降	10%

※1 指定管理料の積算にあたっては、現行の消費税率（10％）を基に算定し、提示額（税込価格）としてください。消費税率の改正があった場合は、各年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率で算定を行ったうえ協議の対象額とします。

※2 令和5年度に園内便所すべてにトイレットペーパーホルダーを設置します。トイレットペーパー補充にかかる参考価格を示しますので、計画書作成の参考にしてください。

トイレットペーパー補充費用（紙代含む）	1室あたり13,500円/年
---------------------	----------------

※トイレットペーパーホルダー設置室数 10室

○利用料金実績

令和5年度より行為許可（都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る）の使用料を指定管理者の収入（利用料金）としています。利用料金の積算にあたっては、令和4年度の撮影に係る許可件数実績【写真撮影：410件】を参考にしてください。

イ 賃金水準の変動への対応

指定管理業務にかかる各年度の人件費（自主事業にかかる経費を除きます。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準を図る指標を基に算出した変動率を用いて各年度の増減額を算出し、次年度の指定管理料において、それに対応した増減（賃金水準が下がった場合は減額）を行います（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

賃金スライド制度は、指定期間の2年目以降の人件費に適用します。また、適用の範囲は、労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとします。ただし、指定期間の初年度の人件費の1.0％分までの金額は、指定管理者等の負担となります。

賃金スライド制度に基づく指定管理料の増減額の算定のため、対象人件費等計算書（様式20）に必要事項を記入のうえ提出してください。提出後の対象人件費等計画書の変更は原則として認めません。

なお、収支計画書及び対象人件費等計算書には指定管理業務にかかる各年度の人件費の賃金水準の変動による増減額は計上しないでください。

指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づく指定管理料の増額を希望する場合は、別途申請書の提出が必要となりますのでご留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」（※）をご参照ください。

※ <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載
ウ 自主事業にかかる経費

自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできません。

エ 管理口座

(ア) 管理運營業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

(イ) 自主事業にかかる経費及び収入は、(ア)の口座とは別の口座で管理してください。

(3) 有料公園施設の使用料について

有料公園施設(中村公園記念館及び桐蔭茶席)に係る料金は、使用料として名古屋市の収入となります。これらの使用料の徴収事務については、指定管理業務として指定管理者に行っていただきます。

7 指定管理者と名古屋市の責任分担等

(1) 責任分担

指定管理者と名古屋市の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と名古屋市の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、名古屋市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表(凡例：◎…主たる責任のある項目、○…主ではないが責任のある項目)

項 目	指定管理者	名古屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広 報	◎	○ 名古屋市広報関係
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
行為許可 (都市公園条例第4条第1項 第1号に掲げる行為に係る もの)	◎	
行為許可 (都市公園条例第4条第1項 第2号及び第3号に掲げる 行為に係るもの)	○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整等に関すること	◎ 許可に関すること

苦情等対応	◎	○
事故・事件対応	◎	○
施設の修繕等	◎ 1箇所あたりの修繕工事費 (税込価格)が250万円を超えないもの(注)	○ 左記以外のもの
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
管理 ^{かし} 瑕疵	◎	
損害賠償保険等への加入	◎	
包括的責任管理者 (管理 ^{かし} 瑕疵を除く)		◎
指定緊急避難場所等の役割	◎	○ 指示等
指定管理者の行う自主事業	◎	

(注) 本施設の修繕工事費(税込価格)の年間最低執行額は **250 万円**とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

設備等の増減を伴うもの又は 30 万円を超えるものについては、事前に名古屋市と協議が必要です。また、250 万円を超えない工事であっても、年間の総額が年間最低執行額を超える場合は、別途、名古屋市と協議のうえ、分担を決定します。

(2) 損害賠償責任

指定管理者は、本業務の実施にあたり、指定管理者の故意又は過失により、名古屋市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者がその損害を、名古屋市又は第三者に賠償するものとします。

また、名古屋市は、指定管理者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者が加入するものとします。

(3) 電気等の供給

本施設へ供給する電気、水道等の契約は、原則、指定管理者が直接、電気、水道等の供給事業者(以下「供給事業者」といいます。)と締結してください。ただし、供給範囲が本施設以外の区域に及ぶなど、指定管理者が直接供給事業者と契約することが適当でないとな

屋市が判断した場合は、名古屋市が供給事業者と契約し、指定管理者は、本施設に係る光熱水費を指定管理料から名古屋市に納入していただくことがあります。

8 応募方法

(1) 募集要項の公開

募集要項は令和5年6月5日（月）から、名古屋市公式ウェブサイトに掲載し公開しています。

(2) 応募説明・施設見学会

本施設について、ご希望の方を対象に、応募説明・施設見学会を行います。詳細については、別添「応募説明・施設見学会のご案内」をご参照ください。

応募説明・施設見学会への申込みの有無が、指定管理者の選定に影響を及ぼすことはありません。

(3) 参加表明書の受付

指定管理者に応募を予定する方は、指定管理者公募参加表明書（様式1）及び指定の書類（書類No.2～7）（以下「参加表明書等」といいます。）を必ず提出してください。

参加表明書等の提出のない方は指定管理者指定申請書の受付ができませんのでご注意ください。

ア 受付期間：令和5年6月5日（月）から令和5年7月6日（木）までの午前9時から午後5時まで

（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」といいます。）は除きます。）

イ 受付場所

（ア）持参される場合

名古屋市役所 西庁舎5階 緑地利活用課までお持ちください。

（イ）郵送される場合

「14 問い合わせ先」の住所まで送付してください。（締切日必着）

(4) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問受付期間：令和5年6月5日（月）から令和5年7月14日（金）まで

イ 受付方法：質問票（様式22）に質問事項を記入のうえ、「14 問い合わせ先」までEメールにて送信してください。

ウ 質問回答：質問に関する回答は、名古屋市公式ウェブサイトにて、令和5年7月14日（金）までに順次回答します。

(5) 追加資料の配布

応募を予定する方に対し、下記の資料を送付させていただきます。

ア 受付期間：令和5年6月5日（月）から令和5年7月6日（木）まで

イ 受付方法：追加資料 配布申込書（様式23）に記入のうえ、「14 問い合わせ先」までEメールにて送付ください。

※件名を「名城公園指定管理者募集追加資料配布申込」としてください。

○追加資料

公園緑地日常点検の手引（R5. 4）
公園施設定期点検の手引（R5. 4）

※追加資料は一部変更になる場合があります。

（6）指定管理者指定申請書の受付

指定管理者に応募をする方は、名古屋市公園施設指定管理者指定申請書（様式 6）及び指定の書類（書類 No. 9～11）を必ず提出してください。

ア 受付期間：令和 5 年 7 月 3 日（月）から令和 5 年 7 月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（名古屋市の休日は除きます。）

イ 受付場所

（ア）持参される場合

名古屋市役所 西庁舎 5 階 緑地利活用課までお持ちください。

（イ）郵送される場合

「14 問い合わせ先」の住所まで送付してください。（締切日必着）

（7）応募書類等

以下のとおり、必要な書類を提出してください。様式 8～様式 20 は米マイクロソフト社のワード又はエクセル（いずれも 2016 以前のバージョン）で作成し両面印刷（カラー印刷可）で簡易な製本（糊・テープ綴、ステープラー留め不可。クリップ・ゼムクリップ・ダブルクリップ留め等で製本）としてください。なお、枚数制限がありますのでご注意ください。

また、下表のデータ欄に○がついているものについては、データ（各様式のワード又はエクセルデータ及び書類 No. 2～7、書類 No. 10 をそれぞれまとめた PDF データ）を CD-ROM 又は DVD-ROM であわせてご提出ください。

参加表明時に提出

書類 No.	応募書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
1	指定管理者公募参加表明書	様式 1：1 ページ	—	1	1
2	法人等の概要 1	様式 2-1：1 ページ 様式 2-2：—	○	1	5
3	法人等の概要 2（グループ応募の場合のみ）	様式 3-1：1 ページ 様式 3-2：—	○	1	5
4	共同事業体協定書兼委任状 （グループ応募の場合のみ）	様式 4：1 ページ	—	1	1
5	・定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）	—	—	1	5

	・法人又は団体のパンフレット				
6	○法人にあっては、 ・登記事項証明書 ・過去2年間の法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※未納がない証明でもよい ※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可証明書」又は「徴収猶予許可通知書」等でもよい ・過去3年間の貸借対照表及び損益計算書 ○その他の団体にあっては、 ・上記書類に相当する書類	—	—	1	5
7	財務状況概要	様式5：—	○	1	5
	書類 No. 2～7 の PDF データ（一つのファイルにまとめること。）		○	—	—

指定管理者指定申請時に提出

書類 No.	応募書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
8	名古屋市公園施設指定管理者指定申請書	様式 6（第 14 号様式）：1 ページ	—	1	1
9	宣誓書	様式 7：1 ページ	—	1	1
10	事業計画書一式	様式 8～19 様式 8～13, 15～17：2 ページ 様式 14：4 ページ 様式 18：1 ページ 様式 19：5 ページ	○	各 1	各 8
	書類 No. 10 の PDF データ（一つのファイルにまとめること。）		○	—	—
11	対象人件費等計算書	様式 20：—	○	1	8

選定結果公表後に提出（候補者に選定された団体のみ。募集要項 9－（10）参照）

	提出書類	様式・枚数制限	データ	提出部数
	提案の概要	様式 24	○	1

9 応募に関する留意事項

（１）募集要項等の承諾

募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾したうえで、申請書類を提出してください。

（２）接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する名古屋市職員及び本件関係者に対して、本件応募について

の接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(3) 複数提案の禁止

本施設への提案は、1 団体につき一つとし、複数の提案はできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合等の対応

応募書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

(6) 追加資料の提出

名古屋市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(9) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、候補者を決定するまでの間は応募者に帰属し、候補者に決定した後は名古屋市に帰属します。また、選定されなかった団体の応募書類の著作権は、当該団体に帰属します。

(10) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

申請団体の応募書類等について行政文書公開請求があった場合その他名古屋市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。

行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、名古屋市において判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません（名古屋市情報公開条例及び名古屋市情報公開審査会答申については名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。）。

なお、候補者に選定された団体は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」（様式 24）を作成し、名古屋市に提出していただきます。名古屋市は、名古屋市会（以下「市会」といいます。）において管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとします。

(11) 事業計画書記載にあたっての留意点

- ア できるだけ具体的に記載してください。
- イ 法人等（グループ）において、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。
- ウ 業務の内容については、募集要項、業務仕様書等を参照してください。
- エ 様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

10 選定方法

(1) 選定の手順

ア 資格確認、書類内容の確認及び照会

応募書類提出後、名古屋市の事務局（担当部署）（以下「事務局」といいます。）において、応募登録事項、応募者の資格、提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを確認します。

なお、書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。

応募資格を有しない者（募集要項4－（1）ア～コ）の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

また、提出書類内容に不備や疑義があった場合、募集要項9－（2）又は（5）に抵触した場合などは、提案に事務局が意見を付けたうえで、以後の審査を行います。

イ 選定委員会による選定

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の公園緑地部会（以下「選定委員会」といいます。）を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。

(ア) 第1次審査（書類審査）

資格確認等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、募集要項10－（2）に定める審査項目・審査基準に従い、各委員が書類審査を行い採点します。

【選定方法】

各委員の採点と管理実績に対する加（減）点の合計点数（以下「得点数」といいます。）が高い順に順位点を付け（注）、以下の方法で順位を決定します。

（注）順位点については、得点数が1位は1点、2位は2点、3位は3点というように得点数が高いほど順位点は低くなります。

- ① 順位点の合計の少ない順
 - ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
 - ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
 - ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則2者を第2次審査の対象として選定し

ます。

(イ) 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を行います。プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用も可としますが、使用の際は「14 問い合わせ先」まで事前にご相談ください。ヒアリング審査の日時及び場所は、事務局から連絡します。審査項目、選定方法は第1次審査と同じです。

ウ 選定結果の通知・公表

名古屋市は、指定管理者の候補者（第2次審査の第1位通過者）並びに次点候補者（第2次審査の第2位通過者）を選定したときは、すべての応募者に対して通知します。また、選定結果については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者クラブへの資料提供等により、次の①から⑦の内容を公表します。

- ① 選定委員会の開催日時
- ② 選定委員会の委員
- ③ 候補者及び次点候補者として選定された団体の名称
- ④ 申請団体の名称
- ⑤ 選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く。）
- ⑥ 候補者の提案の概要
- ⑦ 各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳

エ 指定管理者の指定

名古屋市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

【審査項目】

項 目		審査の主な視点	配点	割合
基 本 事 項		・施設の役割・特性の把握 ・公園経営に対する理解 ・応募者の管理運営能力	5 点 5 点 10 点	10%
指定 管理 事業	管理体制 及び協働	・管理運営職員の配置、役割分担 ・団体内のサポート、人材育成 ・市民、地域、企業等との協働の実績 及び今後の方針	15 点 10 点 15 点	20%

1 1 スケジュール（予定）

募集の公告	： 令和 5 年 6 月 5 日（月）
募集要項等配布期間	： 令和 5 年 6 月 5 日（月）～7 月 21 日（金）
質問事項の受付期間	： 令和 5 年 6 月 5 日（月）～7 月 14 日（金）
参加表明書の受付	： 令和 5 年 6 月 5 日（月）～7 月 6 日（木）
応募説明・施設見学会	： 令和 5 年 6 月 19 日（月）
指定管理者指定申請書の受付	： 令和 5 年 7 月 3 日（月）～ 7 月 21 日（金）
第 1 次審査 （選定委員会、書類審査）	： 令和 5 年 8 月下旬
第 2 次審査 （選定委員会、ヒアリング審査）	： 令和 5 年 9 月上旬
市会における議決	： 令和 5 年 11 月市会
指定管理者の指定(告示)	： 令和 5 年 12 月下旬
業務引継ぎ	： 令和 6 年 2 月～ 3 月
協定の締結	： 令和 6 年 4 月 1 日（月）
指定管理者による管理の開始	： 令和 6 年 4 月 1 日（月）

1 2 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案事業に関し、協定を締結します。

（1）協定事項

名古屋市の示す管理の基準及び応募書類に基づき、名古屋市と協議のうえ、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。

協定には、次の事項を規定するものとします。

ア 総則

協定の目的、公共性の趣旨の尊重、指定期間、法令・協定等の遵守義務及び遵守すべき規定、信義誠実の原則、権利譲渡の禁止等

イ 管理業務の具体的内容

指定管理者の表示、業務の範囲、業務の内容等の変更、徴収業務の委託及び処理、第三者への委託等

ウ 管理費用として名古屋市が支払う金額

指定管理料（支払方法、金額の変更、返還）、執行について協議する経費

エ 管理業務に従事させる者の職務の内容等

職員の配置

オ 個人情報の保護のために講じる措置の内容

情報の保護及び公開、秘密の保持、管理用カメラの管理及び運用

カ 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

名古屋市と指定管理者の責任分担、損害賠償、第三者への賠償、賠償にかかる求償、不可抗力発生時の対応

キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除

ク 備品の取扱い

備品の貸付及び使用、取得した備品の帰属等

ケ 緊急時等における対応

コ その他

苦情の処理、利用者満足度等の把握、提出資料等、調査及び是正勧告、名古屋市による評価の実施及び公表、暴力団及びその関係者からの妨害等への対応、暴力団の施設利用における措置、原状回復義務、監査委員等による監査、業務の引継ぎ、団体における法人格変更への対応、重要事項に係る事前協議、協定書の変更、協議等

(2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、名古屋市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 指定管理者としての業務の履行が確実でないと認められる場合

ウ 著しく社会的信用を失うに至った場合

エ その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

1 3 その他

(1) 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格の取得も含みます。）される場合は、原則として市会の議決を経たうえで再度指定を行います。

(2) 指定の取消し等

ア 指定の取消し及び業務停止命令

指定管理者が名古屋市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(ア) 指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき

(イ) 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと名古屋市が判断したとき

(ウ) 指定管理者が、業務の履行にあたり、名古屋市の指示に従わず、又は名古屋市の職員の職務の執行を妨げたとき

(エ) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき

(オ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき

(カ) その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと名古屋市が認めるとき

イ 違約金等

- (ア) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として名古屋市に納付しなければなりません。
- (イ) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても名古屋市はこれを負担しません。

(3) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎ等について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の指定管理者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、指定管理者の負担とします。

1 4 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

電話番号 052-972-2492

E-mail a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に係る問い合わせにつきましては、上記アドレスあてEメールにてお願いします。